

保存版

八代市協働のまちづくり推進条例

～共につくろうみんなのまちやつしろ～



八代市

1. 協働のまちづくり推進条例とは？



八代市協働のまちづくり推進条例ってなに？

この条例は、まちづくりのための市民のみなさんと市の役割を明らかにし、市民参加と協働を進めるための基本的な事項を定めています。そして、市民のみなさんと市が力を合わせて安らぎと活力ある地域社会を築いていくことを目的としています。



協働のまちづくりって何？

「協働のまちづくり」とは私たちにとって住み良いまちをつくりあげるために、市民や自治会、地域協議会、市民活動団体と市などまちづくりに携わる様々な主体がそれぞれの特性を生かし、共通する目標に向かって対等な立場で知恵を出し合い協力していくことです。



なぜ「協働のまちづくり推進条例」が必要なの？

近年の少子化による人口減少、核家族化の進行による生活様式の多様化といった社会環境の変化は、まちづくりへの関心や地域の連帯感の希薄化を招き、地域コミュニティの果たす機能までも衰退させつつあります。

これからは、このまちに暮らす私たち一人ひとりが、まちづくり活動の主体として地域や市政に関心をもち積極的に参画することが求められています。

また、市も市民に開かれた市政運営を行い、連携・協力していくことが望まれています。

このように、まちづくりの主体となる市民や市の役割、市民参加による協働の推進のための仕組みなどを「条例」という形で市民のみなさんに知って頂くために必要です。そうすることで、市民のみなさんと市による協働のまちづくりを更に発展させることが期待できます。

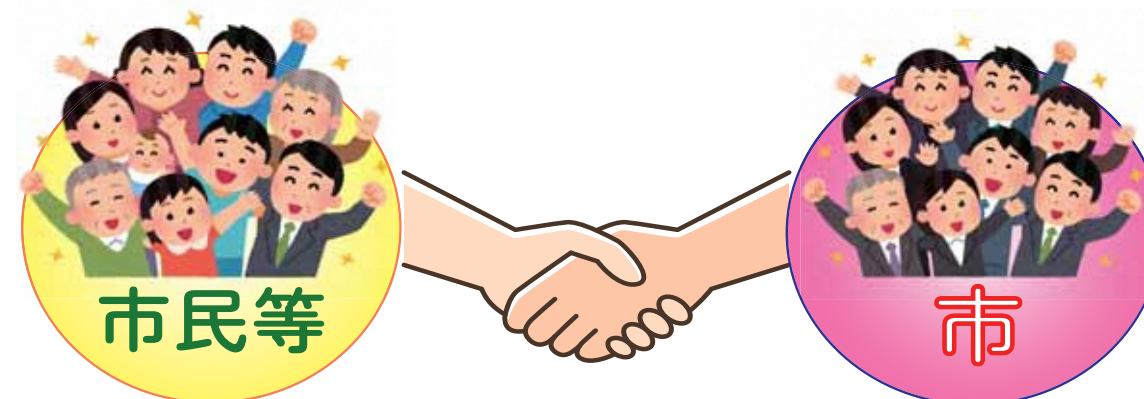


この条例の特徴は？

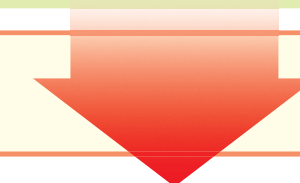
- 全国のまちづくり条例でも珍しい市民等のまちづくりへの参画に力点を置いた条例（市民参加型条例）
- 誰にでもわかりやすく、なじみやすい文章の「です。ます。」調の条例
- 八代市の現状や課題、目指すまちづくりの姿と条例制定の趣旨を明らかにした「前文」を設けた条例

市民のみなさんと市の役割

市民のみなさんと市が話し合い、協力してまちづくりを進めます。



※市民等とは・・・市内に居住する人、市内に通勤・通学する人、市内で地域活動及び市民活動等様々な活動を行っている個人や団体をいい、自治会、地域協議会、NPO、ボランティア団体などが該当します。



市民参加

市が行う政策及び計画の立案から実施及び評価などの各過程において市民等が自分の意思・判断により参加する。

協働

市民等と市など、それぞれの主体が、相互の信頼と理解に立ってよりよい地域を作り上げていくという共通の目標に向かって対等な立場で知恵を出し合い協力していくことです。

情報共有

市民等と市が相互にまちづくりに関する情報を発信し、収集し情報の共有を図ることが大切です。

2. 条例の構成と概要

協働のまちづくり推進条例は前文と7つの章、全21条の条文で構成されています。

また、この条例では協働のまちづくりの基本理念と基本原則、協働の主体となる市民のみなさんや市などの役割と市民参加による協働の推進のための仕組みなどについて明らかにするとともに、地域コミュニティの活性化と市民活動の促進による住民主体のまちづくりのルールなどが定められています。



前 文

第1章 総 則

- 目 的** 第1条…本条例の目的を定めています。
- 定 義** 第2条…本条例中の各用語の定義を定めています。
- 基本原則** 第3条…市民と市が協働のまちづくりを進めていくための基本的なルールについて定めています。

第2章 市民の役割

- 市民の役割** 第4条…市民のまちづくりを担う役割を定めています。

第3章 市の役割

- 市 の 役 割** 第5条…市がまちづくりに果たす役割を定めています。
- 市職員の意識及び参加促進** 第6条…協働のまちづくりを進めるための市職員の意識改革及び、まちづくり活動への参加について定めています。

第4章 協働の推進

- 情 報 の 共 有** 第7条…市民等と市が互いに情報を発信し、共有することについて定めています。
- 市民参加の対象** 第8条…市政に市民参加できる対象範囲について定めています。
- 市民参加の方法** 第9条…市政に市民参加する方法について定めています。
- 市民参加の公表** 第10条…市民参加を実施する場合の市の公表について定めています。
- 人 材 育 成** 第11条…まちづくりを担う人材の育成について定めています。

第5章 地域自治の推進

- 地 域 自 治 の 推 進** 第12条…地域自治の定義、その重要性などについて定めています。
- 自 治 会** 第13条…自治会（町内会、区会等）の定義、市民参加及び運営を定めています。
- 地 域 協 議 会** 第14条…地域協議会の定義と市民参加について定めています。
- 地域協議会の役割** 第15条…地域協議会の役割について定めています。
- 地域協議会との協働** 第16条…市が行う地域協議会への役割について定めています。
- 事業者の役割** 第17条…事業者の地域における役割を定めています。

第6章 市民活動の推進

- 市民活動団体の役割** 第18条…市民活動団体の定義と役割について定めています。
- 市民活動団体との協働** 第19条…市が行う市民活動団体への役割について定めています。

第7章 雑 則

- 条例の見直し** 第20条…条例の見直しについて定めています。
- そ の 他** 第21条…条例の施行に関し必要な事項の委任について定めています。

前文（八代市の現状や課題、目指すまちづくりの姿と条例制定の趣旨）

八代市は、広大な八代平野をはじめ九州山地や八代海など恵まれた自然に囲まれ、人と人とのつながりを大切にし、互いに助け合いながら温もりある地域コミュニティが息づくまちづくりを進めてきました。

しかし、近年の少子化による人口減少、核家族化の進行による生活様式の多様化といった社会環境の変化は、まちづくりへの関心や地域の連帯感の希薄化を招き、地域コミュニティの果たす機能までも衰退させつつあります。

そのため、私たちは自ら考え行動する住民自治によるまちづくりに取り組み、そして地域協議会など同じ志をもった市民が市と一緒に課題解決への歩みを今はじめたところです。

これからは、このまちに暮らす私たち一人ひとりが、まちづくり活動の主体としての役割を自覚し、地域や市政に関心をもち積極的に参画することが求められています。また、市も市民に開かれた市政運営を行い、連携・協力していくことが望まれています。

このような認識の下、市民と市が対等の立場で話し合い、互いが自主的・自律的に考え、共に行動するという協働のまちづくりが必要とされています。

ここに、市民と市がそれぞれ役割を担い、共にまちづくりを進めていく仕組みを明らかにし、私たちの願いである安全で安心して暮らせる、誰もが幸せを感じ住み続けたいと思えるまちを実現するため、この条例を制定します。

3. 条例のポイント

その1 目的と定義(第1条・第2条)

まちづくりのための市民のみなさんと市の役割を明らかにし、市民参加と協働を推進するための基本的な事項を定めることで、市民のみなさんと市が力を合わせて安らぎと活力のある地域社会を築いていくことを目的としています。



条例で使用している用語の意味

- ①市 民・・・市内に居住している人
- ②市 民 等・・・市内に居住する人、通勤・通学する人、地域活動及び市民活動等、様々な活動を行っている個人や団体をいい、自治会、地域協議会、NPO、ボランティア団体等が該当します。
- ③事 業 者・・・営利を目的に活動する企業や個人で事業を営む人等のこと
- ④地域コミュニティ・・・地域住民が相互に交流を行いながら、地域の事柄に取り組んでいる地域社会
- ⑤市民参加・・・市が行う政策及び計画の立案から実施及び評価などの各過程において、意見や提案を行うことや具体的な行動を通じて、市民等が自分の意志・判断により参加すること
- ⑥協 働・・・目的でなく、目標を達成するための手段であり、市民等と市などそれぞれの主体が、相互の信頼と理解に立ってよりよい地域をつくりあげていくという共通する目標に向かって、対等な立場で知恵を出し合い協力していくこと
- ⑦まちづくり・・・市民のみなさんが安全安心で快適に暮らせるための防災・防犯活動をはじめとして、地域を活性化する活動、共に学び合う教育活動、文化や歴史を伝承する文化活動、地域内住民やほかの地域と交流する活動、環境保全・環境美化活動、地域福祉活動など「住み良い豊かな地域社会」をつくるための取り組み及び活動

その2 協働のルール(第3条)

協働のまちづくりという同じ目標に向かって市民のみなさんと市と一緒に取組みを進めていくためには、具体的な進め方を共有する必要があります。

この条文では、市民のみなさんと市が協働のまちづくりを進めていくための大事なルールを掲げています。



(1) 市民等と市、お互いがまちづくりの主体!



(2) 市民等と市、お互いが対等なパートナー!



(3) 市民等と市、お互いがまちづくりに関する情報を共有します!

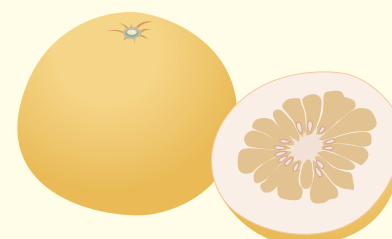


(4) 市は市民等の市民活動を尊重します!



その3 市民の役割(第4条)

市民のみなさんが自主的に参加・協力し、地域課題の解決に取り組むことが協働のまちづくりの推進にとって大きな原動力となることから、協働のまちづくりの推進において、市民の役割について定めています。



- ・市民は、積極的にまちづくりに参加し、協力するよう努めます。
- ・市民は、市民参加及び協働にあたっては、積極的に提案し、行動するよう心がけます。

例) 自治会や、地域協議会の活動に参加し、提案すること

- ・市民は、市が発信するまちづくりに関する情報に関心を持ち、積極的に情報を得るよう努めます。

例) 「広報やつしろ」など市が発行する広報紙や、ラジオ・ケーブルテレビ、ホームページ等の市が発信する情報に関心をもつこと

- ・市民は、自分の住む地域に関心を持ち、連携・協力し、地域の活性化及び課題解決に向け自らの意思と判断で行動するよう努めます。

その4 市の役割(第5条・第6条)

協働のまちづくりの推進において、市が果たす役割と市職員のまちづくりへの参加について定めています。



市民のみなさんにわかりやすく情報を提供し、市民参加の機会を積極的に設け、市政に反映するよう努めます！

- ・市は、市民等が市政について考え、参加することができるよう、必要とする情報をわかりやすく提供します。
- ・市は、市民等に市政について分かりやすく説明し、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応します。
- ・市は、市民等の意見を聴くため、市民参加の機会を設け市政に反映させます。
- ・市は、市民等に対し市民参加及び協働に関する啓発に努めます。



市職員の意識改革とまちづくりへの参加を促します！

- ・市は、協働のまちづくりについての認識を深めるための研修等を行います。
- ・市職員は自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。



その5 協働の推進の仕組み(第7条―第11条)

まちづくりの主役は市民のみなさんであることを実感できる市民主体のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報共有のあり方や市政への市民参加の仕組みについて定めています。



情報の共有を推進します！

- ・市民等と市は、まちづくりに関する情報を発信し、収集し、情報の共有に努めます。
- ・市民等はお互いに、個々が保有するまちづくりの情報に関心を持ち共有に努めます。



市民参加の対象となる事項

(1) 市の総合計画など市政全般に関わる重要な計画などの策定、変更又は廃止

(2) 次に掲げる条例の制定、改正又は廃止

ア 市の基本的な方針を定める条例

例) 環境基本条例・男女共同参画推進条例・協働のまちづくり推進条例など市政全般に関わる条例

イ 市民などに義務や制約を求める条例の制定、変更又は廃止

例) 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例等

※市税等の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除きます。

(3) 市民生活に大きな影響がある制度の策定、変更又は廃止

(4) 市が整備する公共施設等の設置に関する計画の策定、変更又は廃止



まちづくりへの市民参加の方法



アンケート

市民のみなさんに市が行う調査に回答してもらう方法です。



パブリックコメント

市が作成する重要な計画・条例案などに対して、市民のみなさんの意見を募集する方法です。



ワークショップ

参加者が意見交換や共同作業を行い、特定の課題を解決するための考え方をまとめる方法です。



説明会

市民のみなさんに市の政策などを直接説明し、意見交換をする方法です。



審議会等

市が作成する重要な計画・条例案などを審議する委員会などの委員として、意見などを求める方法です。



協働のまちづくりを推進するための人材の育成に努めます!

- ・市民等と市が懸念している課題として「人材」の不足があります。
- ・市民等と市が共に学び合い、共に育ち、積極的かつ継続的にまちづくりに取り組む人材の育成・活用に努めることを定めています。



その6 地域自治の推進(第12条―第17条)

地域自治の推進に必要な事項について定めています。本市では、協働のパートナーとして、特に地域自治組織の役割が大きいことから、位置付け等を定めています。



地域自治とは?

- ・地域自治とは、地域コミュニティにおいて、市民が自主的に防災や環境の保全などの様々な地域課題を解決し、安心して暮らせる住みやすいまちをつくらうとする活動です。

例) 地域の防災・防犯、地域の美化、伝統文化の継承等

- ・市は、地域自治の重要性を認識し、尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行います。

自治会(町内会、区会等)とは?

- ・自治会とは、一定の地域に住む市民が、交流し互いに助け合いながら、自分たちの地域を住みよいまちにしてくれるために自主的に設置された基礎的な地域自治組織です。本市では「町内会」「区会」「地区」など地域によって呼称が異なります。

※坂本地域、泉地域では複数の自治会等をまとめた少し大きな単位の自治組織として「地域振興会」があります。

- ・市民等は、自治会の活動への理解を深め、その活動に参加し、又は協力するように努めます。
- ・自治会は、住民一人ひとりが意見を言い、十分話し合い、お互いが理解したうえで活動を進めるよう心がける必要があります。



地域協議会とは？

定義と市民参加

- ・地域協議会とは、地域の課題解決と個性を生かしたまちづくりに取り組むためおおむね小学校校区を単位として、自主的に設置された地域自治組織です。
※平成26年4月までに市内全域、21の地域協議会が設立されました。
- ・市民等は、地域協議会の活動へ理解を深め、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めます。

役 割

- ・地域協議会は、良好な地域社会をつくりあげる活動に主体的に取り組めます。
- ・地域協議会は、地域の課題を解決するため、市その他の組織と協働のまちづくりを推進します。
- ・地域協議会は、自らの活動についての情報発信及び共有を図り、地域住民の意見とニーズの把握を行うなど、市民等がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めます。
- ・地域協議会は、市民等のふれあい、地域の特色を生かしたまちづくり等の拠点として、コミュニティセンターを積極的に活用します。

市内21地域協議会

1 代陽校区住民自治推進協議会	12 東町地域まちづくり協議会
2 八代校区住民自治協議会	13 日奈久住民自治会
3 明日の希望を創るまちづくり太田郷協議会	14 昭和まちづくり協議会
4 植柳校区住民自治協議会	15 二見住民自治協議会
5 麦島住民自治協議会	16 龍峯校区まちづくり協議会
6 松高自治協議会	17 坂本住民自治協議会
7 八千把校区まちづくり協議会	18 千丁校区まちづくり協議会
8 高田まちづくり協議会	19 鏡まちづくり協議会
9 金剛まちづくり協議会	20 東陽まちづくり協議会
10 郡築汐風まちづくり協議会	21 泉まちづくり協議会
11 まちづくり協議会みやじ	

地域協議会と市の協働

- ・市は、市民等の地域活動の輪を広げ、市民主体のまちづくりを推進するため、地域協議会の活動の周知・啓発を行います。
- ・市は、地域協議会の活動拠点となるコミュニティセンターの整備を推進します。
- ・市は、地域協議会の活動を促進するための適切な支援を行います。



事業者の役割

- ・事業者は、地域コミュニティの一員として、地域社会と連携し、広く地域全体の利益となる活動に参加し、又は協力し、地域コミュニティに貢献することが望まれます。

その7 市民活動の推進(第18条・第19条)

ボランティア団体をはじめとする市民活動団体の自主的・自発的な公益性のある社会貢献活動を活性化し、協働のまちづくりの実現を図るため、市民活動を促進するための仕組みを定めています。



市民活動団体の役割

- ・市民活動団体は、その特性と専門性を生かし、まちづくりを推進するよう努めます。
- ・市民活動団体は、自らの活動について情報の発信に努めます。
- ・市民活動団体は、まちづくりに取り組む他の組織や市などとの連携・協力に努めます。

市民活動団体と市の協働

- ・市は、市民活動団体に対してまちづくりの情報を提供し、市民活動団体の活動を市民等に周知します。
- ・市は、市民活動を推進するため、市民活動団体への適切な支援を行います。



4 . 条例全文

八代市協働のまちづくり推進条例

八代市は、広大な八代平野をはじめ九州山地や八代海など恵まれた自然に囲まれ、人と人とのつながりを大切にし、互いに助け合いながら温もりある地域コミュニティが息づくまちづくりを進めてきました。

しかし、近年の少子化による人口減少、核家族化の進行による生活様式の多様化といった社会環境の変化は、まちづくりへの関心や地域の連帯感の希薄化を招き、地域コミュニティの果たす機能までも衰退させつつあります。

そのため、私たちは自ら考え行動する住民自治によるまちづくりに取り組み、そして地域協議会など同じ志をもった市民が市と一緒に課題解決への歩みを今はじめたところです。

これからは、このまちに暮らす私たち一人ひとりが、まちづくり活動の主体としての役割を自覚し、地域や市政に関心をもち積極的に参画することが求められています。また、市も市民に開かれた市政運営を行い、連携・協力していくことが望まれています。

このような認識の下、市民と市が対等の立場で話し合い、互いが自主的・自律的に考え、共に行動するという協働のまちづくりが必要とされています。

ここに、市民と市がそれぞれの役割を担い、共にまちづくりを進めていく仕組みを明らかにし、私たちの願いである安全で安心して暮らせる、誰もが幸せを感じ住み続けたいと思えるまちを実現するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、まちづくりのための市民等と市の役割を明らかにし、市民参加と協働を進めるための基本的な事項を定めることで、市民等と市が力を合わせて安らぎと活力のある地域社会を築いていくことを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例で主に使われる用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 市内に居住する者をいいます。
- (2) 市民等 次に掲げる者をいいます。
 - ア 市民
 - イ 市内に通勤し、又は通学する者
 - ウ 市内で活動する個人及び法人その他の団体
- (3) 事業者 市内で営利を目的とした事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- (4) 地域コミュニティ 住民同士のつながりが保たれる一定の区域において、市民等がお互いに交流し、地域の課題解決等に取り組む社会をいいます。
- (5) 市民参加 市が行う政策及び計画の立案から実施、評価等の各過程に、市民等が自らの意思と判断により参加することをいいます。
- (6) 協働 市民等と市が、より良い地域をつくりあげていくため、お互いが対等な立場で知恵を出し合い、力を合わせて活動することをいいます。
- (7) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取組及び活動をいいます。

(基本原則)

第 3 条 市民等と市は、次の原則を基本として、協働のまちづくりを進めていきます。

- (1) お互いが、まちづくりの主体であることを自覚し、自ら考え行動する住民自治によるまちづくりを推進します。
- (2) お互いが、対等なパートナーであることを認識し、それぞれの特性や得意分野を生かし、連携・協力します。
- (3) お互いが、まちづくりに関する情報を提供し、共有します。
- (4) 市は、市民等が自発的に行う、生活と地域社会への貢献を目的とした活動を尊重します。

第 2 章 市民の役割

(市民の役割)

第 4 条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参加し、協力するよう努めます。

- 2 市民は、市民参加及び協働にあたっては、積極的に提案し、行動するよう心がけます。
- 3 市民は、市が発信するまちづくりに関する情報に関心をもち、積極的に情報を得るよう努めます。
- 4 市民は、自らが住む地域に関心をもち、お互いの立場を理解し、連携・協力し、地域の活性化及び課題解決に向け自らの意思と判断で行動するよう努めます。

第 3 章 市の役割

(市の役割)

第 5 条 市は、市民等が市政について自ら考え、参加することができるよう、市民等が必要とする情報を積極的に分かりやすく提供します。

- 2 市は、市民等に市政について分かりやすく説明するとともに、市民等からの質問等に対して誠意をもって対応します。
- 3 市は、市民等の意見等を聴くため、様々な市民参加の機会を積極的に設けながら、市民等の考え、意見等を把握し、市政に反映するよう努めます。
- 4 市は、市民等に対し市民参加及び協働に関する啓発に努めます。

(市職員の意識及び参加促進)

第 6 条 市は、協働のまちづくりを推進するため、市職員に対して、協働のまちづくりについての認識を深めるための研修等を行うことで、市職員一人ひとりの意識改革を図ります。

- 2 市職員は、協働のまちづくりを理解し、地域づくりの重要性を認識するとともに、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。

第 4 章 協働の推進

(情報の共有)

第 7 条 市民等と市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報をお互いに広く発信し、収集し、情報の共有に努めます。

- 2 市民等はお互いに、個々がもつまちづくりに関する情報に関心をもち共有することに努めます。

(市民参加の対象)

第 8 条 市は、次に掲げる事項を行おうとする場合は、市民参加の機会を設けるよう努めます。

- (1) 基本構想、基本的事項を定める計画及びそれらの実施計画の策定、変更又は廃止
- (2) 次に掲げる条例の制定、改正又は廃止
 - ア 市の基本的な方針を定める条例
 - イ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税及び国民健康保険税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (3) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の策定、変更又は廃止
- (4) 市が整備する公共施設等の設置に関する計画の策定、変更又は廃止

(市民参加の方法)

第 9 条 市は、市民参加の対象となる事項について、次に掲げる市民参加の方法のうちいずれか 1 以上の方法を実施し、広く市民等に意見等を求め、市政に反映するよう努めます。

- (1) アンケート
- (2) パブリックコメント
- (3) ワークショップ
- (4) 説明会
- (5) 審議会等
- (6) その他市長が必要と認める方法

(市民参加の公表)

第 1 0 条 市は、前条各号に掲げる方法により市民参加を実施する場合においては、適切な方法によりその実施に関する事項について公表します。

(人材育成)

第 1 1 条 市民等と市は、協働のまちづくりを推進するため、共に学び合い、人材の育成及び活用に努めます。

第 5 章 地域自治の推進

(地域自治の推進)

第 1 2 条 地域自治とは、協働のまちづくりを推進するため、地域コミュニティにおいて、市民が自主的に防災や環境の保全をはじめとする様々な地域課題を解決し、安心して暮らせる住みやすいまちをつくろうとする活動です。

- 2 市は、地域自治の重要性を認識し、尊重するとともに、その活動に対して適切な支援を行うなど、協働のまちづくりを進めます。

(自治会（町内会、区会等）)

第 1 3 条 自治会とは、一定の地域に住む市民（以下「住民」という。）が、交流し互いに助け合いながら、自分たちの地域を住みよいまちにしていくために自主的に設置された基礎的な地域自治組織です。

- 2 市民等は、自治会の活動への理解を深め、その活動に参加し、又は協力するよう努めます。
- 3 自治会は、住民一人ひとりが意見を言い、十分話し合い、お互いが理解したうえで活動を進めるよう心がける必要があります。

(地域協議会)

第 1 4 条 地域協議会とは、地域の課題解決と個性を生かしたまちづくりに取り組むため、自治会をはじめ地域の各種団体

などにより、おおむね小学校区を単位として自主的に設置された地域自治組織です。

- 2 市民等は、地域協議会の活動に対する理解を深め、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めます。

(地域協議会の役割)

第 1 5 条 地域協議会は、住民相互の交流と支え合いを通して、良好な地域社会をつくりあげる活動に主体的に取り組みます。

- 2 地域協議会は、地域の課題を解決するため、市その他の組織と協働のまちづくりを推進します。
- 3 地域協議会は、自らの活動についての情報発信及び共有を図るとともに、地域住民の意見及びニーズの把握を行うなど、市民等がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めます。
- 4 地域協議会は、市民等のふれあい、地域の特色を生かしたまちづくり等の拠点として、コミュニティセンターを積極的に活用します。

(地域協議会との協働)

第 1 6 条 市は、市民等の地域活動の輪を広げ、市民主体のまちづくりを推進するため、地域協議会の活動の周知・啓発を行います。

- 2 市は、地域協議会の活動拠点となるコミュニティセンターの整備を推進します。
- 3 市は、地域協議会の活動を促進するための適切な支援を行います。

(事業者の役割)

第 1 7 条 事業者は、地域コミュニティの一員として、地域社会と連携し、広く地域全体の利益となる活動に参加し、又は協力し、地域コミュニティに貢献することが望まれます。

第 6 章 市民活動の推進

(市民活動団体の役割)

第 1 8 条 広く社会全体の利益となる社会貢献活動を自主的に行う団体（以下「市民活動団体」という。）は、その特性と専門性を生かし、まちづくりを推進するよう努めます。

- 2 市民活動団体は、自らの活動が広く市民等に理解され、活動の輪が広がるよう、情報の発信に努めます。
- 3 市民活動団体は、まちづくりに取り組む他の組織及び市と連携・協力するよう努めます。

(市民活動団体との協働)

第 1 9 条 市は、市民活動団体に対しまちづくりの情報を提供するとともに、市民活動団体の活動を市民等に周知します。

- 2 市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対する適切な支援を行います。

第 7 章 雑則

(条例の見直し)

第 2 0 条 この条例は、必要に応じて見直すものとします。

(その他)

第 2 1 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和元年 8 月 1 日から施行します。



八代市協働のまちづくり推進条例パンフレット

令和元年 7 月発行

八代市市民環境部市民活動政策課

〒866-8601

八代市松江城町 1 番 2 5 号

電話：0965-33-4482 FAX：0965-33-5033

Email：shiminkatsu@city.yatsushiro.lg.jp

ホームページ：http://www.city.yatsushiro.lg.jp